

都筑区の学校薬剤師になるには

- ・都筑区の薬局に勤務、または都筑区在住の薬剤師の方に限ります。
- ・学校薬剤師の空き待ちの時点から都筑区薬剤師会への入会が必要です。また都筑区薬剤師会以外にも、市立校の学校薬剤師になるにあたり横浜市薬剤師会、県立校の学校薬剤師になるにあたり神奈川県薬剤師会への入会も必要となります。
- ・薬局または病院に勤務されている方は勤務先の許可が必要になります。
- ・管理薬剤師の方は「薬局等管理者兼務許可書」の区役所への届け出が必要です。
- ・事前に面接をさせていただくことがあります。
- ・担当校は1人1校とします。
- ・委嘱期間は4月1日から3月31日までの1年間を任期とし、原則として、病気等のやむを得ない場合を除き、任期途中の退任は出来ません。
- ・委嘱期間は、満75歳に達した日の属する年度を超えて更新することはできません。

学校薬剤師の執務内容（横浜市立校）

- ・年11回以上は出校し定期検査等を行います。また職務に従事したときは、その状況の概要を学校薬剤師執務記録簿に記入して、所属学校長に提出します。
- ・定期検査とは
飲料水検査（毎月）：飲料水が安全であるか検査します。
照度検査（年2回）：黒板や机、パソコンが暗くないか、まぶしすぎないかを検査します。
空気環境検査（年2回）：空気が汚れていないか、換気は出来ているか、温度・湿度は適切か検査します。
給食場検査（年3回・小学校のみ）：給食が安全に食べられるよう検査します。
プール検査（年1回）：プールの水質や施設・設備が安全であることを検査します。
ダニ・ダニアルゲン検査（年1回）：保健室のベッドなどダニの発生しやすい場所でダニの汚染状況の検査をします。
黒板の色彩検査（年1回）：児童・生徒が黒板を見にくくないか黒板の色彩の検査をします。
- ・その他、必要に応じて学校と相談のうえ
薬物乱用防止教室、薬の適正使用教室、たばこ・アルコール教育の実施。理科室薬品管理・保健室医薬品管理に必要な指導・助言。学校保健委員会への参画。給食食器洗浄度の検査（小学校のみ）。学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等の駆除に関する指導・助言。騒音検査などを行います。

※市立校の学校薬剤師を始めるにあたり横浜市薬剤師会より初任者研修がございます。その他、学校薬剤師の知識向上を目的として、横浜市薬剤師会主催の学校薬剤師研修会が年2回、都筑区薬剤師会主催の研修会・情報交換会が各年1回あります。また都筑区学校薬剤師部会より学校薬剤師職務のサポートをいたします。